

拓殖大学大学院

言語教育研究科博士後期課程研究指導要領

1. 趣旨

3年間の正規の修業年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、博士の学位を取得できる研究指導体制を次のように整える。

- (1) 論文指導は、毎週行われる「言語教育学特別演習（論文指導）」に出席し、指導教授から適切な指導を受ける。
- (2) 1年次に研究計画に基づく専門的な知識の評価を行う、2年次では研究計画に基づく遂行に関する評価を行い、3年次に研究計画に基づく論文作成指導を行う。
- (3) 所定の単位数修得の為、修業年限内での論文作成が上記（2）の手順に沿って支障なく進行するよう、指導教授が助言と指導を行う。

2. 1年次の研究指導

- (1) 学生は指導教授の指導のもと、博士論文の題目を決め、その概要、研究方法などを決定する。論文の題目は言語教育に関連するものでなければならない。決定した題目、その概要、研究方法などを「研究計画書」として指導教授に提出する。指導教授は、「研究指導計画書」を作成し、指導を行っていく。
- (2) 指導教授は「言語教育学特別演習」で論文執筆に関わる指導を行い、論文の内容の検討・充実を図る。そのために関係文献の精読・データ収集や調査などを行わせる。行った研究成果は、中間発表会、研究年報、学会等で発表していくように指導していく。
- (3) 学位論文提出の要件としては、3年間在籍し、指導教授から必要な研究指導を受け、必要単位10単位以上、外国語検定試験1科目に合格し、中間発表会、研究年報、学外学会等の業績2本以上が必要である。ただし、中間発表会は少なくとも1回はしなければならない。指導教授は、3年間の正規の修業年限内に学位取得を目指す場合、これらの要件をできるだけ1年次から整えていくよう指導していく。

3. 2年次の研究指導

- (1) 博士論文執筆に取りかかる学生は、必要単位10単位を取得した後に、指導教授と相談の上、「博士論文執筆願い」を研究科委員長に提出し論文執筆に取りかかる。
- (2) 学生は、1年次同様、2年次も「研究計画書」を指導教授に提出し、指導教授は「研究指導計画書」を作成し、それに基づいて指導を行っていく。学生は毎週行われる「言語教育学特別演習」に出席し、そこで論文執筆に関わる指導を受け、指導教員のもと論文の内容的な検討・充実を図る。そのために関係、文献の精読・データ収集や調査などを行っていく。行った研究は、中間発表会、研究年報、学会等で発表する。
- (3) 3年間の修業年限内に学位取得を目指す者は、学位論文提出の要件である必要単位10単位以上、外国語検定試験合格、中間発表会、研究年報、学外学会等の業績2本以上を3年次の博士論文完成発表会までにできるだけ整えておく必要がある。

4. 3年次の研究指導

- (1) 3年次も指導教授に「研究計画書」を提出し、指導教授は「研究指導計画書」を作成し、それに基づいて指導を行っていく。
- (2) 3年次は、2年次までの研究に基づき、指導教授の指導・助言を得て博士論文を完成させ、提出する。毎週行われる「言語教育学特別演習」に出席し、そこで論文執筆に関わる指導を受ける必要がある。
- (3) 3年次では、2年次までの研究に基づき、指導教授の指導・助言を得て博士論文を完成させ、提出する。論文提出に必要な要件、すなわち必要単位10単位以上の取得、外国語検定試験1科目合格、中間発表会、研究年報、学外学会等の業績2本以上を満たし、学位論文が完成した場合には、指導教授の承認を得て博士論文完成発表会を行うことができる。博士論文完成発表会は通常、7月と12月に行う。発表の内容、完成度に関して言語教育研究科委員会で審議し、学位論文提出の可否を決定する。通常、論文の提出は7月に博士論文完成発表会を行った場合は9月、12月に博士論文完成発表会を行った場合は3月になる。修了年限3年内での学位の取得を目指す場合は、3年次の7月に博士論文完成発表会を行わなければならない。

学位論文の申請及び提出、および審査

- (1) 博士論文完成発表会を行い、論文の提出を言語教育研究科委員会から認められた者は、所定の日時まで学位規定にある申請手続きを行い、論文を提出する。
- (2) 学位審査委員会の設置
学位論文の提出を受け、研究科委員会は、審議を行い、学位審査委員会を設ける。
学位審査委員会は、指導教授を主査とし、研究科委員会において選出された副査2名以上をもって構成する。なお、論文内容によっては、他大学等の教員等を学位審査委員会の委員として加えることができる。
- (3) 学位論文の審査
学位審査委員会は、学位論文の内容を審査し、以下の博士論文審査基準に基づき、1年以内に合否の判定を行う。
○博士論文審査基準
 1. 研究テーマの適切性・妥当性について
 2. 先行研究、文献資料、調査などの情報収集の適切性・妥当性について
 3. 研究方法の適切性・妥当性について
 4. 論旨の妥当性について
 5. 以上の基準を満たしたうえで、全体の構成、言語表現が適正で、「論文」としての体裁が整っていること。
 6. 論文の内容が独創性を有し、当該学問分野の研究に幾ばくかの貢献をなすものであり、また、将来高等教育機関で自立した教育者・研究者としてこの分野で活躍していく能力および学識が認められること。

- (5) 博士論文審査の結果、合格した者に対して学位審査委員会は学位論文および関連科目に関して最終試験（口述試験）を行い合否の判定をする。
- (6) 以上、学位取得に必要な履修要件を満たし、学位論文の審査に合格し、最終試験（口述試験）に合格した者には、博士（言語教育学）の学位が与えられる。

この要領は、平成25年10月25日の研究科委員会にて承認。